

諮問事項に係る質問と事務局の回答

質問（保険料改定等条例改正に係るもの）

※質問等については、事務局において一部文言の整理を行っています。

番号	質問等	回答
【質問】 保険者努力支援制度について		
1	<p>目黒区や 23 区でどのような取り組みを行なっていますか、またその費用対効果(効果については歳入の増加や医療費削減による歳出の減少の視点で)についてどのように評価していますか。</p>	<p>平成 30 年度から国保制度改革に合わせ、国の財政支援が拡充され、その一部が、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する「保険者努力支援制度(保険者のインセンティブとなる制度)」に割当てられました。</p> <p>保険者努力支援制度では、保険者の取り組みの実施状況等を点数化し、全国全ての保険者に点数をつけ、その点数に被保険者数を乗じた総得点で、区市町村分として割り当てられた総額を按分し、都道府県を通じて保険者(各区市町村)に交付されるものです。</p> <p>国は、令和 2 年度から保険者努力支援措置において、予防・健康づくりについて配点割合を高めてメリハリを強化しています。</p> <p>主な評価指標としては、特定健診や特定保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防の取組、後発医薬品の促進の取組、収納率向上に関する取組の状況などがあります。</p> <p>この結果、目黒区では、この保険者努力支援制度により平成 30 年度には 3 千万円を、令和元年度には 5 千万円をそれぞれ超える額(2 年度も 5 千万円超の額の見込み)の交付金を受けています。その他にも関連した 1 千万円規模の歳入があり、歳入の増加に一定の寄与をしているものと認識しています。</p> <p>この特定健診や特定保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防の取組については、直ちに医療費の抑制につながるというものではありませんが、長期的視点に立てば医療費を抑えることにも寄与し、なによりも被保険者の方の健康寿命の延伸という観点から重要な取組であると認識しています。</p>

【質問】 特定検診諸費について	
2	<p>賦課総額等の基礎数値（特別区全体）の中にある特定健診諸費が前年比で▲32.2%という減少幅になっています。その原因及び今後の影響(マイナスなものが予想される場合はその対策)を教えてください。</p> <p>ご指摘の特定健診諸費については、これまで各区间で経費の捉え方に差異があり、東京都が保険料算定を行うための事前調査への報告する経費の内容に区间で差異がありました。</p> <p>そこで、報告内容の統一を図りました。その結果、対象としていた経費が整理され、対象額が減となってしまったものです。その一部は、保健事業費に組み替えて算定されています。事業そのものが行われなくなったということではありません。</p>
【質問】 均等割保険料について	
3	<p>均等割は低所得者への生活費への影響が大きいと思われませんが、他区在住者と比較して不公平を感じる額になっていることはありませんか。</p> <p>特別区の統一保険料は、特別区全体をひとつの保険者とみなして、基準保険料率（所得割率と均等割額）を算定します。各区は、この基準保険料率を踏まえて自区の保険料を設定します。そのため、各区の保険料率（所得割率と均等割額）は、原則として、同一となります。</p> <p>なお、介護納付金分は均等割額のみ統一しています。</p> <p>基本的には、均等割額は特別区で同額になりますので、均等割について、区が異なることによって、被保険者のかたが不公平を感じることはないかと思われま。</p>
【質問】 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について	
4	<p>「賦課割合」では改定前よりも所得割の比率が上がっていますが、一般被保険者に係る保険料の所得割は「7.14/100」から「7.13/100」に下がっています。直感的には納得しにくいのですが、なぜでしょうか。</p> <p>基礎分の保険料率の算定基礎となる国民健康保険事業費納付金（基礎分）は、都全体の保険給付費や都への前期高齢者交付金等をもとに算定されています。令和3年度の保険給付費は前年比141億円余の減、前期高齢者交付金は前年比75億円余の増と見込まれました。</p> <p>その結果、一人当たりの都に支払う納付金（基礎分）は前年度に比べて2,337円減少し、1人当たり賦課総額も減少しました。このため、基礎分の所得割率、均等割額が減となっています。</p>

		<p>質問3でもお答えしたように、特別区では、原則として統一保険料方式により定まった同一の保険料率を採用し、令和3年度は基礎分の所得割率「7.13/100」、均等割額「38,800円」となります。</p> <p>一方、賦課割合については、目黒区では、被保険者の所得が特別区の平均よりも高い傾向にあるため、令和2年度よりも下がった所得割率「7.13/100」で計算しても、特別区で見た時よりも、目黒区での賦課割合では、所得割により比重を置いたものとなります。</p>
【質問】 保険料の滞納率について		
5	<p>昨年7月に厚労省は2019年6月1日現在、全加入世帯に占める滞納世帯の割合（滞納率）が、全国平均で13.7%と発表しました。都道府県別で滞納率がもっとも高いのは、東京都の22.3%でしたが、目黒区国保での滞納率を伺います。</p>	<p>平成30年度の滞納率（2019年6月1日現在）は、26.5%となっています。</p>
【質問】 資格証明書・短期保険証発行世帯について		
6	<p>目黒区で、保険料滞納のために、保険証を交付しない資格証明書、使用期日が限られている短期保険証になっている世帯は、昨年度の決算時で、それぞれ何世帯ですか。</p>	<p>令和元年度決算時の資格証明書発行世帯は234世帯。短期保険証発行世帯は1,131世帯となっています。</p>
【質問】 参考資料の提示について		
7	<p>参考資料として添付された「令和3年度 収入別・世帯構成別の保険料試算（モデルケースによる試算）」は、65歳以上と35歳の世帯のみで、各区で保険料が違う40歳から64歳までの介護納付金分が加算される世帯の試算がありませんが、理由を伺います。</p> <p>区民への影響が大きい内容であり、他区は明らかにしています。目黒区も介護納付金分が加算される世帯の試算を、国保運営協議会委員全員に送付すべきです。見解を伺います。</p>	<p>介護納付金分の保険料が賦課される被保険者は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者のかたに限られ、該当する世帯が限定されます。そのため、全世帯に共通する資料として見ていただけるように基礎分と後期支援分の資料をお示ししてきました。</p> <p>今回の検討を進める上で必要とのご意見かと存じますので、追加資料として別添の介護分も加味したモデルケースによる試算を、別途、提示させていただきます。</p>

【質問】 介護納付金分を加算した場合の試算について														
8	<p>介護納付金分が加算される 1人世帯から 3人世帯の他区試算では、年収 200 万円で約 6,000 円、年収 300 万円で約 1 万円、年収 400 万円で約 1 万 5 千円、年収 500 万円で約 2 万円の値上げです。目黒区の改定保険料について、40 代夫婦で子ども 1 人の 3 人家族の年収が 200 万円、300 万円、400 万円、500 万円の場合の今年度との差を伺います。</p>	<p>お尋ねのケースによる試算は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>200 万円</th> <th>300 万円</th> <th>400 万円</th> <th>500 万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 年度保険料との差額 (増分)</td> <td>5,037 円</td> <td>8,827 円</td> <td>12,749 円</td> <td>16,989 円</td> </tr> </tbody> </table>			年収	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	2 年度保険料との差額 (増分)	5,037 円	8,827 円	12,749 円	16,989 円
		年収	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円								
2 年度保険料との差額 (増分)	5,037 円	8,827 円	12,749 円	16,989 円										
【質問】 値上げになる世帯について														
9	<p>新年度の一人当たりの保険料は、基礎分と後期高齢者支援金分だけでみると、コロナ禍での医療費の落ち込みと特別区独自の激変緩和の据え置き等で、今年度から 1213 円の引き下げになっています。しかし、介護納付金分の引き上げ等で、子育て世帯を含め多くの世帯の保険料が値上げになると予想されますが、国保加入世帯で、値上げになる世帯は、何%になりますか。</p>	<p>個々の世帯について保険料を試算したデータがないため、申し訳ありませんがお答えができません。</p>												
【質問】 目黒区の保険料改定について														
10	<p>100 年に 1 度と言われている新型コロナ感染症災害のさなかで、2021 年度の税制改正では、今年度と比べて増税となる土地について 1 年限りの特例で税額を据え置くことになりました。同様に、他自治体では、国民健康保険料を据え置くところが次々生まれています。一方、目黒区は、なぜ、多くの世帯が保険料値上げになる改定をうちだしたのですか。</p>	<p>東京都に納付する納付金の一人当たり金額のうち、基礎分については減少となっていますが、後期支援分及び介護納付金分については増となっており、特に介護納付金の増が大きくなっています。これに伴い、保険料算定の基礎となる賦課総額が増え、その増分について、被保険者の皆さんにご負担をお願いせざるを得ない状況になっています。</p> <p>運営協議会資料でもお示したとおり、保険料の設定にあたって、被保険者の負担の緩和を図るため、平成 30 年度から特別区独自の激変緩和措置をとっています。激変緩和措置期間の 4 年度目となる令和 3 年度は、本来、納付金の 97% を賦課総額として保険料算定を行うこととなります。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情</p>												

		<p>勢に鑑み、負担抑制策を講じる必要がある一方で、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れる必要があり、それらを総合的に踏まえて、特別区における検討が進められました。</p> <p>その結果、保険料を抑制しつつ、財政規律を一定程度、確保する観点から、独自激変緩和の割合 96%を維持することとなりました。</p>
【質問】 子育て世帯の保険料軽減について		
11	<p>国は、2022年度から、乳幼児の均等割りを軽減する法案を提出しました。目黒区国保で、対象になる世帯数と減額される試算額をお聞きします。また、この分を、コロナ禍で苦しむ子育て世帯の保険料を軽減させるために、前倒しで実施する検討は行ったのか伺います。</p>	<p>未就学児被保険者均等割保険料の軽減対象については、大まかな数字とはなりますが、世帯数が約 3,000 世帯、約 3,000 万円とみています。</p> <p>区といたしましては、子育て世帯の負担軽減を図る取組は重要課題と認識しておりますが、国民健康保険は社会保障の基礎となるものとして、国が責任をもって制度設計していくものと考えておりますので、これまでも、特別区長会、全国市長会を通じて国に対して要望してまいりました。今回の国の制度化の動きはその成果が実ったものと考えております。</p> <p>この制度については前述したとおり、国が責任をもって制度設計していくものと認識しておりますので、区独自の前倒し実施については検討していません。</p>

質 問（規則改正に係るもの）

【質問】 12 会議の書面開催について		
12	<p>今回の協議会は、会長の一任で書面会議になりました。他区では、緊急事態宣言のもとでも、感染防止対策を行い、広い会場を確保したり、日程を変更する等の様々な工夫で開催するところもあると聞いています。目黒区議会も、現在、開催中です。</p> <p>会長が、今回の協議会は「委員が一堂に会して会議を開催することが困難」だと判断された具体的な理由をお尋ねします。</p>	<p>委員の皆様にご一堂に会していただき、会議を開催することの重要性は事務局としても十分に認識しております。</p> <p>今回の条例の一部改正に係る諮問については、区議会に議案を追加送付という形で提出する日程を踏まえると、3月4日開催がほぼリミットの日程になっておりました。また、ご指摘のように区議会が開催中での運営協議会の開催となるため、日程や会場確</p>

		<p>保などの調整にかなりの制約が生じ、調整が難しい状況にありました。</p> <p>さらに、新規感染者数が減少傾向になってきていたとはいえ、緊急事態の再宣言中であり、2月上旬では、まだまだ安心できる状態ではありませんでした。</p> <p>対面での会議については、委員のかたからのご意見も寄せられていました。また、区の他の審議会でも緊急事態宣言中は、書面開催となっている事例もあります。</p> <p>会長に一任については、委員の皆様事前に諮りし、その結果に基づいて、会長が事務局と協議の上、これらのことを踏まえ、感染症の感染拡大防止、運営協議会委員の安全・安心の確保の観点から、書面開催の判断を行ったところです。</p>
<p>【質問】 議事録の公開について</p>		
<p>13</p>	<p>協議会は、委員が質問や意見を出し合って区長の諮問に答申します。今回は、文書会議になりましたが、提出された委員の質問と回答、意見は、委員の名前を明らかにして、全文が委員全員に渡されることが保証されているのでしょうか。</p> <p>また、協議会は傍聴ができ区民に会議が公開されてきました。目黒区のホームページで、議事録として同様に委員の名前を明らかにして全文公開されるべきと考えますが保証されるのでしょうか。</p>	<p>お示ししているように、いただいた意見とそれに対する事務局の回答を諮問事項の可否判断の参考にしていただけるよう、委員の皆様にお送りしております。なお、委員名については記載を控えさせていただきました。</p> <p>ご指摘のように、議事録はホームページに掲載しております。公表する議事録は、運営協議会で、どのような議論がなされたのかをお知らせすることが趣旨と考えておりますので要点筆記としています。また、発言された委員名の記載（公表）については、区民代表の委員をはじめ、外部のかたが委員に就任していることから、自由な発言を阻害することにならないよう、委員名は伏せさせた記載となっています。</p> <p>他の審議会の議事録もほぼ同様の形をとっています。</p>

【質問】 規則の規定について		
14	<p>目黒区で、「規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める」となっている区長の諮問機関は、他にどのような機関がありますか。</p>	<p>今回の規定案は他区の運営協議会に係る規則を参考に作成しました。</p> <p>区の他の付属機関では、「区長が定める」「別に定める」などとしている例があります。</p> <p>ご質問を機に、事務局としても再検討すべき点もあると考えましたので、規定の仕方については見直す可能性があります。</p>

意見

【意見】		
1	<p>目黒区の国民健康保険料は、子育て中の年収 200 万円の 3 人家庭で 20 万円、年収 400 万円の 4 人で 43 万円超える等、すでに高すぎる保険料が生活を圧迫し保険料を払いきれない世帯が 4 分の 1 にもなっています。</p> <p>多摩地域では少なくとも 7 市が、国保料（税）の据え置く方針で、いずれも新型コロナウイルス感染拡大による住民への影響を考慮していることは重要です。目黒区も、コロナ禍で苦しむ多くの加入者に更なる負担を押し付ける方針を改め、保険料の据え置きや値下げ、子育て世帯への支援等を組み込むべきです。</p>	<p>ご意見についての区の考え方は、質問 10・11 の回答でお示したとおりです。</p>